

「歩行喫煙防止対策の考え方」への意見募集の結果

◇ 意見募集期間 平成16年12月6日から平成16年12月27日まで

◇ 提出方法別意見提出者数

提出方法	人(団体)数
窓口	0人
郵送	4人
ファクシミリ	6人
E-mail	24人
合計	34人

◇ 意見の内訳

意見の内容	件数
歩行喫煙防止の取り組み姿勢について	19件
路上喫煙禁止地区について	9件
喫煙場所の確保について	11件
罰則について	14件
ポイ捨てについて	2件
その他	17件
合計	72件

◇ 下記意見の概要及びそれに対する区の考え方(同趣旨の意見は一括)

項目1 歩行喫煙防止の取り組み姿勢について(19件)

No.	意見の概要( )内同趣旨意見数	区の考え方
1	条例整備は早急にして欲しい。(3)	歩行喫煙の問題は、規制・取り締まりの強化よりもまず啓発・PR・声かけ等を通じて喫煙している方々に他人への危険や迷惑に気づいてもらい、マナーを守ってもらうことが重要であり、効果も上げられると考えています。注意をしてもやめない方には、罰則を課すことのできる仕組みを考えていますが、その適用については、啓発の取り組み状況をみて決める予定です。
2	条例を作っても機能させなければ意味がないので、徹底して歩行喫煙を撲滅する覚悟でやって欲しい。(2)	
3	いつも前を歩いている人のたばこの煙で嫌な思いをしているので、歩きたばこを条例で禁止して欲しい。(2)	
4	妊娠中に歩きたばこの煙をあびて気持ち悪くなる経験をした。また、小さな子供の顔の前で火のついたたばこを持ってぶらぶらさせている人も見かける。罰則規定を設けて、歩きたばこは終日全面禁止にして欲しい。	

5	<p>条例化に賛成です。たばこの煙に敏感で、前方から流れてくる煙に咳こみのどの痛みを感じます。喫煙者にもっと非喫煙者への公害を真剣に考えてもらいたい機会だと思う。</p>	
6	<p>副流煙による健康面への影響についても、条例で規定すべきだ。</p>	<p>今回の条例改正は、歩行喫煙による火傷や衣服の焼け焦げなどの危険性を防止することを狙いとしたものです。副流煙による健康への影響については、どのような対策が有効・効果的か、条例でどこまでの措置がとれるかについては、改めて検討する必要があります。</p>
7	<p>区内の道路など公共の場所では歩行中（自転車など乗車中を含む）に喫煙しないように努める規定を設ける」とあるのは、禁止地区でない場所で人が集まる場所でも歩行中でなければたばこを吸って良いことになるので、「公共の場所では、歩行中（自転車など乗車中を含む）など、他の人に迷惑をかける形で喫煙しないよう・・・」という表現にすべきではないか。</p>	<p>禁止行為として定める場合は、何を禁止するか具体的に規定する必要があると考えています。</p>
8	<p>歩行喫煙はやめるべきだと思うが、何でも規制することには反対です。たばこを安全に吸える場所を提供した上で、マナーを呼びかけていけばよいと思う。排除ではなく共存を目指すことが住みよい街づくりだと思う。（2）</p>	<p>歩行喫煙の防止対策は、意識啓発を中心に行いたいと考えています。条例に歩行中に喫煙しないよう努める規定を設けて、それを根拠にマナーを守った喫煙の呼びかけをしていきたいと考えています。駅周辺など人通りの多い地区は路上喫煙禁止地区に指定します。また、路上喫煙禁止地区内では、歩行者の安全に配慮した上で喫煙できるスペースを確保し、喫煙者の理解と協力を得るように努めていきます。規制や取締りを目的として条例改正をするものではありません。</p>
9	<p>路上喫煙を禁止する条例が制定されると、喫煙者にとって非常に息苦しい社会となってしまいます。</p>	
10	<p>お互いが日常のつきあいの中で注意をすればよいマナーを、条例で規制することには反対である。（2）</p>	

1 1	<p>吸い殻のポイ捨てや歩行喫煙による周囲に与える迷惑は問題だと思いが個別に判断すべきことで、路上で喫煙することを取り締まるべきではないと思う。国や自治体が国民に「品行方性であれ」「健康であれ」と命じるのは、不健康な発想であると思う。</p>	
1 2	<p>行政である区が、治安管理の政策を実施して、罰則規定を設けて取り締まるのは、権力の過剰な行使である。歩行喫煙は、お互いがモラルとして注意すべきことで、罰則を伴う条例で規制することではない。住民自治の精神が薄れ、行政に依存し権力をもって強制的に従わせ、解決する権力乱用の社会を作り出すことを懸念する。 (2)</p>	<p>歩行喫煙の防止は、喫煙マナー向上のための啓発を中心に行うことを考えており、取り締まりを行うことは考えていません。路上喫煙禁止地区内での喫煙に関して、注意してもやめない人には罰則規定を適用できるようにしますが、その施行時期については、啓発活動の効果をみて判断します。権力をもって強制的に従わせるようなことは行いません。</p>

項目2 路上喫煙禁止地区について（9件）

No.	意見の概要（ ）内同趣旨意見数	区の考え方
1	<p>条例改正による路上喫煙禁止地区設定はおおいに賛成である。2005年7月よりもっと早く地区指定してほしい。</p>	<p>条例の施行は平成17年4月を予定しています。路上喫煙禁止地区については、J R中野駅周辺を指定する予定ですが、地域のみなさんの意見を聞くことや禁止地区の標示や周知などに一定の準備期間が必要なため、平成17年7月を目途としています。</p>
2	<p>駅周辺などの人通りの多い地区を路上喫煙禁止地区にすることは賛成である。</p>	
3	<p>駅周辺だけを禁煙にすると吸い殻のポイ捨てされる地域が外に広がるだけなので、決まった場所での喫煙を認めて、区内全域で歩行喫煙を禁止してほしい。</p>	<p>区内全域において、道路などの公共の場所で歩行中に喫煙しないよう努める規定を設けます。たばこは吸い殻入れのある場所で立ち止まって、他人の迷惑にならないように吸うことを呼びかけ、喫煙マナーの向上を図ります。 また、路上喫煙禁止地区は、歩行者の安全を確保するため駅周辺など人通りの多い地区での指定を想定しています。当面は、J R中野駅周辺を禁止地区とすることを予定していますが、その他の駅周辺の指定については、中野駅周辺での効果を見て、さらにそれぞれの地域の意見を聴いて検討します。</p>
4	<p>路上喫煙禁止地区は、中野駅周辺だけでなくその他の駅周辺や公共施設周辺も禁止してほしい。 (2)</p>	
5	<p>煙による迷惑は、周囲の人の健康を損なう危険性がある。路上喫煙禁止地区だけでなく、区内全面禁止にすべきだ。(2)</p>	

6	路上喫煙禁止区域以外における歩行喫煙の防止に関する取り組みについても、考えるべきだ。	禁止地区には、指導員を配置するなどして喫煙マナーの向上の啓発に努めます。さらに禁止地区では、注意しても喫煙をやめない人には罰則規定（過料）を適用できるようにすることを考えています。
7	禁止地区を設けて欲しくない。禁止地区を設けても喫煙者のマナーが向上するとは思えないので、マナー向上キャンペーンに絞って取り組むべきだと思う。	

項目3 喫煙場所の確保について（11件）

No.	意見の概要（ ）内同趣旨意見数	区の考え方
1	路上喫煙禁止地区内に喫煙スペースは絶対必要である。	路上喫煙禁止地区に歩行者の安全に配慮しながら、指定喫煙場所を設ける予定です。 平成17年度に禁止地区に指定を予定しているJR中野駅周辺では、駅前広場などに指定喫煙場所を設けるために関係機関との調整を行っています。喫煙者の方には、喫煙場所でマナーを守った喫煙をしていただくように、また、喫煙禁止区域内で喫煙しないよう、積極的に啓発を行っていきます。
2	歩きタバコをする人が増えたのは、喫煙できる場所が減ったからではないか。ゆっくり喫煙できる場所を設ければマナーも向上してくれるのではないかと思います。	
3	非喫煙者も8割近くの人が、喫煙者がマナーを守れば喫煙者と共存できると考えている。ごく一部のタバコをなくそうとしている人の意見に迎合することはないと思う。具体的な迷惑の想定される、駅周辺などの人通りの多い地区で歩行喫煙を禁止しつつ喫煙場所を設けて分煙化すべきだと思う。	
4	基本的にはマナーの問題であると思うが、新橋駅周辺では喫煙場所を設けてからポイ捨てが少なくなり、歩行喫煙の禁止地区に喫煙場所が確保されればトラブルが少ないのではないか。	
5	喫煙者の居場所を一方的に無くすのではなく、喫煙所を設けて長期的な視点に立ってマナー向上を喫煙者に呼びかけて欲しい。タバコを吸う人の意見も重視して欲しい。（2）	

6	中野駅周辺には、ほとんど灰皿が設置されていない。ポイ捨て防止を呼びかけることも大切だが、ポイ捨てをしづらい状況を作り出すことも重要だ。たばこ税の税収の一部を喫煙者のための環境整備に使用したらどうか。	
7	歩きたばこは灰が飛ぶとかポイ捨ての被害が主なものといわれているが、もっとも問題にすべきは、副流煙の健康被害の問題だと思う。限定された喫煙所を設け、そこから一切の煙が漏れないようにすることが必要である。	指定喫煙場所は、煙が漏れないように囲い、空気清浄設備を設けることが望ましいと考えています。しかし、そのためには、大きなスペースを要します。中野駅周辺の人通りの多い地区で、歩行者の流れ、バス待ちのスペースなど、道路や広場本来の機能に支障をきたさないような形での指定喫煙所の設置はきわめて困難です。そこで、歩行者の安全が確保できるような場所・形状で指定喫煙場所を設けていきたいと考えています。
8	路上喫煙禁止地区内にできれば喫煙スペースを設置して欲しくないが、どうしても設置しなくてはならない場合は、誰もが通行する場所ではなく、そこに近づくのは喫煙者だけといった場所にして欲しい。	
9	条例の改正の必要はないと思う。喫煙禁止地区を設けるより、喫煙場所を設けてそこで吸うように呼びかけるべきである。	現在、中野駅周辺では吸い殻入れが置かれている場所（指定喫煙場所ではありません。）がありますが、歩きながらたばこを吸っている人も相当数います。注意を呼びかけるには、喫煙禁止の区域を指定したほうが効果的との要望も寄せられていましたので、今回の条例改正で規定を設けようとするものです。
10	路上喫煙禁止地区内に喫煙スペースを確保する必要はないと思う。	禁止地区内に指定喫煙場所を設けて、喫煙はその場所であることを徹底し、分煙化を進めたいと考えています。

項目4 罰則について（14件）

No.	意見の概要（ ）内同趣旨意見数	区の考え方
1	千代田区のような徹底した罰則が必要だと思います。（2）	禁止区域での喫煙を取り締まること自体が狙いではなく、安心して気持ちよく過ごせるまちにすることが目的ですので、喫煙マナー向上の呼びかけを第一に考えていま
2	注意を無視する人には罰則も必要だと思う。（2）	

3	<p>条例化に賛成である。本来はマナーの問題であると考えるが、歩行喫煙禁止をルール化し、違反者から過料徴収を徹底すべきである。千代田区ではたばこのポイ捨てが激減したと聞いている。区を挙げての取り組みに期待している。</p>	<p>す。路上喫煙禁止区域内でたばこを吸い、注意してもやめない人には罰則を適用できる仕組みをつくる予定です。</p>
4	<p>屋外は全面禁煙として、たばこの吸い殻の投げ捨てなども禁止し、違反者には厳しい罰を科して欲しい。また、不適切な場所での喫煙にも対象を広げて、罰則規定をすぐに適用して欲しい。</p>	<p>区内全域で公共の場所を歩行中に喫煙しないよう努める規定を設けます。路上喫煙禁止地区の路上以外を禁煙にすることは考えていません。また、駅周辺など人通りが多い地区は、歩行者への危険性が高いので路上喫煙禁止地区に指定し、喫煙を注意してもやめない人に適用する罰則規定を設けます。吸い殻の投げ捨てに罰則規定を設けることは考えていません。</p>
5	<p>罰則規定の適用は、1～2年猶予してその間にマナー啓発活動を市民とともに徹底的に行い、その効果を検証した上で罰則規定を適用して欲しい。</p>	<p>歩行喫煙の防止対策は、意識啓発を中心に行いたいと考えており、罰則規定の適用時期は、喫煙マナー向上の啓発活動の効果を見て判断します。</p> <p>路上喫煙禁止地区内には、指定喫煙場所を確保することに努め、喫煙者と非喫煙者の共存を目指します。喫煙マナー向上の啓発活動は、町会・自治会、商店街、たばこ事業者等のみなさんの協力を得て行います。</p>
6	<p>歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをしない、マナーを守っている喫煙者もいることを忘れないで欲しい。千代田区のように過料を科すことは、吸い殻のポイ捨ては減ったようだが、多くの経費がかかるとともに、たばこ税が減収となり疑問に感じる。渋谷区や港区などのように、喫煙場所を設けてたばこを吸う人と吸わない人の共存を目指すべきで、罰則による過度な喫煙規制には絶対反対である。</p>	
7	<p>過料を高めに設定して欲しい。</p>	<p>過料は1万円以下の金額とすることを考えています。</p>
8	<p>過料は誰がとるのか。仮に町内会や高齢者団体に任されるとしたら、市民が市民を互いに監視しあう息苦しい社会になるおそれがある。</p>	<p>過料を徴収する場合、区長が指定した区職員が行う予定です。</p>
9	<p>喫煙マナー向上の呼びかけをすべきで、過料を取るようなことは反対である。(4)</p>	<p>喫煙マナーの呼びかけを中心と考えており、罰則規定の適用時期は、啓発活動の効果のみを判断します。</p>

項目5 ポイ捨てについて（2件）

No.	意見の概要（ ）内同趣旨意見数	区の考え方
1	歩行喫煙は危険性ととも吸い殻のポイ捨てにつながり、さらにごみのポイ捨てにつながる。	歩行喫煙防止とともに吸い殻やごみのポイ捨ても併せて呼びかけます。
2	びん・缶・紙くずなどのポイ捨て防止にも取り組むべきである。	

項目6 その他（17件）

No.	意見の概要（ ）内同趣旨意見数	区の考え方
1	放置自転車の指導員が歩行喫煙の指導員を兼務したらどうか。	路上喫煙禁止地区には、路面等に路上喫煙禁止の表示を行うとともに、指導員を配置し、巡回しながら喫煙マナーやポイ捨て防止のための指導を行います。放置自転車の指導員との連携は、今後検討したいと思えます。
2	たばこの吸い殻やごみのポイ捨てを注意する指導員を配置して欲しい。	
3	条例を作ったらプラカードを持ってパトロールしたり、中野駅前に禁煙の表示を示すなど、区としてのやる気を示す必要がある。 (2)	
4	マナー向上の呼びかけはJT、たばこ組合、商店会等の協力により行うべきである。色々な人が集まれば良い案が見つかると思う。 (2)	現在もたばこ商業協同組合をはじめ区内の駅周辺などで、喫煙マナー向上のための活動を実施している団体があります。条例改正後も区と協働して啓発活動に取り組んでいただく予定です。また、JTからは、喫煙場所の設置や喫煙マナー向上の呼びかけのためのシール作成などについて協力の申し出を受けており、協力して啓発活動に取り組んでいく考えです。
5	たばこの生産事業者には、さらなるマナー向上を消費者に呼びかけてもらうよう区として申し入れをしてもらいたい。	
6	区の収入となっているたばこ税20億円の使途を愛煙家に説明すべきだ。	特別区たばこ税（平成15年度 約20億円）は、特別区区民税などと同様に、特定の目的に使用される財源ではありません。区の財政状況や予算・決算については区報やホームページで公開しています。
7	未成年者の喫煙につながり、まちの美観や環境面からも問題のある自動販売機の設置の禁止についても検討して欲しい。	たばこの自動販売機は、夜間、たばこを販売できないようになっているなど、一定の配慮がなされていますが、周囲の大人が注意するなどして未成年者が買いにくい状況を作ることも重要だと考えます。自動販売機は利便性がある反面、まちの美観や省エネの面からの指摘もありますので、その設置や使い方について今後検討したいと思えます。

8	<p>「安全安心条例」など、個人のプライベートな部分にまで、行政や警察が口出しをする法律や条例が増えており、それに同調した区民が他の区民を監視するなどのお節介なことを助長している。住民自身の自治意識、自発性、自浄力を信頼すべきである。</p>	<p>今回の条例改正は、歩行喫煙を防止し、喫煙マナー向上の啓発活動に取り組むための根拠規定を整備するためにおこなうものであり、規制や取締りを主な目的として行うものではありません。喫煙マナーの向上に関し、区民一人ひとりが関心を持ち、地域で連帯して啓発活動を行うことは、他の区民を監視するというだけでなく、まちの美化を進める上で必要なことであると考えています。ただし、喫煙マナー向上の呼びかけが、他者に不快感を与えたり、トラブルとなるなど、行き過ぎたものにならないように行いたいと考えています。</p>
9	<p>パチンコ店等からたばこの煙が外に排出されており、その対策について店舗に協力を求めることが必要だ。</p>	<p>多数の者が利用する施設を管理するものは、受動喫煙を防止するための措置を講じるように努めなくてはならないと健康増進法に規定されており、それぞれの施設管理者が受動喫煙防止対策を行うように、健康づくり担当から呼びかけを行います。</p>
10	<p>パブリック・コメントの意見がどのように条例案の検討に反映されたのかがわからないので、意見交換の機会も設定すべきである。 (2)</p>	<p>今回のパブリック・コメントに寄せられた意見は、条例改正案の検討のみならず、条例の運用や喫煙マナー向上の啓発運動を進める際にも参考にしていきます。また、町会・自治会、商店街等と意見交換を行うとともに、10月には区報で区民の意見を募集しました。</p>
11	<p>歩行中の携帯電話禁止区域も設けたほうが良い。</p>	<p>今回の条例改正は、歩行喫煙を防止することを目的としており、携帯電話禁止区域を設けることは考えていません。</p>
12	<p>ポイ捨てをしないなどのマナーは子供のころから徹底して教育すべきだ。</p>	<p>教育委員会と連携し、ポイ捨てをしないなどのマナー教育について学校でも取り組んでいきます。</p>
13	<p>未成年の喫煙者や未成年者にたばこを売ったものは直ちに警察に引き渡すべきだ。</p>	<p>今回の条例改正は、歩行喫煙の防止を目的としたもので、未成年者の喫煙防止を目的としたものではありません。</p>
14	<p>千代田区の条例のように路上の商品・看板の撤去も含めるべきではないか。</p>	<p>今回の条例改正は、歩行喫煙の防止を目的としたもので、商品・看板の撤去については、道路管理者が既存の法令に基づき取り組むものと考えます。</p>